

大津市内の保育所において発生した交通事故を踏まえた対応について

1 経過

令和元年5月8日(水)午前10時15分ごろ、大津市大萱六丁目交差点で、南進中の軽四乗用車と対向を北進右折する普通乗用車が衝突し、軽四乗用車が歩道を歩行中の保育園児13人、引率保育士3人の列に突っ込んだ。

被害状況 保育園児 死者：2人、負傷者：重体1人、重傷8人、軽傷2人
保育士 軽傷3人

2 県(教育委員会事務局)の対応

(1)「就学前児童の安全確保について」の注意喚起文書の発出

庁内関係部局と連携の上、関係施設・機関に対し、5月9日付けで「就学前児童の安全確保について」注意喚起文書を発出し、今回の事故を受け、園外活動の重要性を踏まえつつ、事故防止に取り組まれるよう周知徹底を図った。

(2) 文部科学省通知の周知徹底

5月10日付け文部科学省通知「幼稚園及び特別支援学校幼稚部の安全管理の徹底について」について、5月13日付けで市町教育委員会および関係県立特別支援学校に発出し、各幼稚園等において、幼児の命を脅かす事件・事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応に努めていただくよう周知徹底を図った。

3 今後の対応

(1) 6月28日開催予定の「滋賀県子どもの安全確保に関する連絡協議会」

において、関係者間の協力・連携に対する情報交換を行うとともに連携体制を確認し、安全対策の向上を図る。

参加者

各市町教育委員会学校安全担当課、県警、県関係課(交通戦略課、道路課等)

(2) 7月30日開催予定の「学校安全指導者講習会」において、事故防止の徹底を呼びかけ、安全対策の向上を図る。

参加者

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校の管理職

安全教育担当者、生徒指導担当者等、市町教育委員会学校安全担当者

4 他部局の対応

土木交通部

- ・ 応急対策（クッションドラムとポストコーン設置）
- ・ 緊急安全確認（県管理交差点（約 600 箇所）・必要箇所の対策実施）
- ・ 国への要望（交差点の安全対策に係る財政的支援）

子ども・青少年局

- ・ 「就学前児童の安全確保について」の注意喚起文書の発出
- ・ 園児・保護者および保育士への心のケア
- ・ 国への要望（交通安全対策に関する支援の強化・予算確保）

滋私大振第 406 号
滋障福第 902 号
滋子青第 932 号
滋教委幼小中第 317 号
滋教委保第 230 号
令和元年(2019年)5月9日

各学校法人理事長
各児童福祉施設長
(助産施設、保育所、幼保連携型認定
こども園および児童厚生施設を除く。)
各認可外保育施設長
滋賀県里親連合会会長
各小規模住居型児童養育事業者
各指定障害児通所支援事業者
各市町児童福祉主管課長
各市町教育委員会学校安全主管課長
各子ども家庭相談センター所長

様

滋賀県総務部私学・県立大学振興課長
滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長
滋賀県健康医療福祉部子ども・青少年局長
滋賀県教育委員会事務局幼小中教育課長
滋賀県教育委員会事務局保健体育課長
(公印省略)

就学前児童の安全確保について(通知)

平素は、本県の教育・保育行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、大津市内の保育所において、散歩中の園児の列に車が衝突し、園児2名が亡くなったほか、多数の園児と保育士が負傷されるという、痛ましい事故が発生いたしました。

平素から、各学校・施設におかれては教育・保育中の事故防止に努めていただいているところですが、今回改めて下記の事項について御留意願います。

特に、園外保育等の重要性を踏まえつつ、今回の事故を受け、日常的に利用する散歩の経路について、危険性の有無、交通量等を確認の上、児童の安全確保に努めていただきますようお願いいたします。

なお、各法人においてはその設置する施設等へ、各市町児童福祉主管課においては、その所管する保育所および認定こども園等へ、各市町教育委員会においてはその所管する幼稚園へ、本通知の内容について周知徹底いただきますようお願いいたします。

記

○事故の発生防止の活動

子どもの特性を十分に理解した上で、事故の発生防止に係る行動の確認や事故に発展する可能性のある問題点を把握し、事故の発生防止に取り組むこと。

○事故の発生防止に向けた環境づくり

事故の発生防止に向けた環境づくりには、職員間のコミュニケーション、情報の共有化、苦情（意見・要望）解決への取組、安全教育が不可欠であることに留意すること。

○日常的な点検

施設・事業者は、あらかじめ点検項目を明確にし、定期的に点検を実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある箇所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図ること。

○教育・保育中の安全管理について

教育・保育中の安全管理には、施設・事業所の環境整備が不可欠であることから、施設・事業者は随時環境整備に取り組むこと。

○重大事故の発生防止、予防のための組織的な取組みについて

重大事故の発生防止、予防については、ヒヤリハット報告の収集および分析が活用できる場合もあるため、以下の取組を行うこと。

- ア 職員は、重大事故が発生するリスクがあった場面に関わった場合には、ヒヤリハット報告を作成し、施設・事業者に提出する。
- イ 施設・事業者は、集められたヒヤリハット報告の中から、重大事故が発生しやすい場面において、重大事故が発生するリスクに対しての要因分析を行い、事故防止対策を講じる。
- ウ 施設・事業者は、事故防止対策について、研修を通じて職員に周知し、職員は、研修を踏まえて教育・保育の実施に当たる。

○発生時の対応について

万一、不慮の事故が発生した場合には、適切な処置を行うとともに、報告の対象となる重大事故に該当する場合は、速やかに事故報告を行うこと。

【担当】

私学・県立大学振興課	平山	077-528-3271
障害福祉課	清水	077-528-3544
子ども・青少年局	木津、岡本	077-528-3553
幼小中教育課	北原	077-528-4660
保健体育課	永井	077-528-4614

滋 教 委 保 第 233 号

令和元年(2019年)5月13日

市町教育委員会学校安全主管課長 様

県立特別支援学校校長 様

滋賀県教育委員会事務局保健体育課長

幼稚園及び特別支援学校幼稚部の安全管理の徹底について (通知)

平素は、学校安全の推進につきまして、格別の御理解と御支援を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、別添(写)のとおり、滋賀県大津市で発生した園児が2名亡くなった交通事故を受けまして、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課より通知がありました。

つきましては、市町教育委員会におかれましては、管内の幼稚園への周知をお願いします。

担 当	保健安全・給食係 伊部 TEL:077-528-4614 FAX:077-528-4955 E-MAIL:ibe-manabu@pref.shiga.lg.jp
--------	--

事 務 連 絡
令和元年 5 月 1 0 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属幼稚園又は特別支援学校幼稚部を置く
国公立大学法人担当課 御中

文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課
初等中等教育局幼児教育課
初等中等教育局特別支援教育課

幼稚園及び特別支援学校幼稚部の安全管理の徹底について

児童生徒等の安全確保につきましては、これまでも格段の御尽力をいただいているところです。この度、滋賀県大津市において、保育所外での移動中に園児2名が亡くなるという大変痛ましい事故が発生しました。

幼稚園及び特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）においても、安全管理の徹底に向けて改めて取り組んでいただきますようお願いいたします。

文部科学省としては、「学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育」（平成31年3月改訂2版）を作成、配布しているところであり、その中で、幼稚園等における安全管理の留意点として、①教職員の役割の理解・役割分担、②園外保育、③避難訓練・研修、④安否確認、⑤保護者との連携等について留意点を示しているところです（第3章第6節1 幼稚園等における主な留意点、2 特別支援学校等における主な留意点）。また、通学の安全管理については、通学路の設定や通学路の安全確保における留意点を示しています（別表3 通学の安全管理）。

また、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第29条により、幼稚園等を含む学校は「危険等発生時対処要領（危機管理マニュアル）」の作成が義務付けられておりますが、文部科学省では、「学校の危機管理マニュアル作成の手引」（平成30年2月）において「交通事故への対応」を示しているところです（第3章3-5 交通事故への対応）。

各幼稚園等においては、上記資料を参考にいただきながら、各幼稚園等で策定・作成した「学校安全計画」「危機管理マニュアル」を基に、児童生徒等の命を脅かす事件・事故の発生防止に努めるとともに、教職員に対し事件・事故発生時における対応の周知徹底等を行い、引き続き幼稚園の安全確保に万全を期すようお願いいたします。また、「学校安全計画」「危機管理マニュアル」については、適宜見直し、必要に応じて改定していただくようお願いいたします。

また、幼稚園教育要領（平成29年3月告示）及び特別支援学校幼稚部教育要領（平成29年4月告示）においては、安全に関する指導について掲げておりますが、幼稚園等における安全指導についても着実に行っていただきますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の幼稚園等及び域内の市町村教

育委員会に対して、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人、幼稚園等に対して、国公立大学担当課におかれては附属の幼稚園等に対して、周知されるようお願いいたします。

【参考資料】

- 1 「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育（主な記載箇所：第3章第6節1、2）
http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/04/03/1289314_02.pdf
- 2 学校の危機管理マニュアル作成の手引（主な記載箇所：第3章3-**5**）
http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm
- 3 幼稚園教育要領及び特別支援学校幼稚部教育要領
http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm

【問合せ先】

- 幼稚園教育要領関係及び特別支援学校幼稚部教育要領関係以外
総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 交通安全・防犯教育係
tel : 03-5253-4111 (2695) fax : 03-6734-3794
- 幼稚園教育要領関係
初等中等教育局
幼児教育課 指導係
tel : 03-5253-4111 (2736) fax : 03-6734-3736
- 特別支援学校幼稚部教育要領関係
初等中等教育局
特別支援教育課指導係
tel : 03-5253-4111 (3716) fax : 03-6734-3737